



平成 21 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ホロン
代表者名 代表取締役社長 穴澤 紀道
(J A S D A Q ・ コード 7748)
問合せ先 取締役総務部長 加藤 邦彦
電 話 03-3341-6431

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 24 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 経費の節減を図るため、第 3 条【本店の所在地】に定める本店の所在地を東京都新宿区から埼玉県所沢市に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成 21 年 7 月 1 日に効力を発生することとし、その旨附則を設けるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規程を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規程を削除するものであります。(現行定款第 7 条)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 50 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 9 条、現行定款第 14 条)
- (3) 株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第 11 条第 2 項を削除するものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線の部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更後
<p>【本店の所在地】 第3条 当社は、本店を<u>東京都新宿区</u>に置く。</p> <p>【株券の発行】 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>【株主名簿管理人】 第9条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>【株主総会の招集】 第11条 (条文省略) 2. <u>株主総会は本店所在地又は埼玉県所沢市若しくはこれらに隣接する地においてこれを招集する。</u></p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>【決議の方法】 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主<u>(実質株主を含む。以下同じ)</u>の議決権の過半数をもって行う。 2. (条文省略)</p> <p>第15条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>【本店の所在地】 第3条 当社は、本店を<u>埼玉県所沢市</u>に置く。</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>【株主名簿管理人】 第8条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>【株主総会の招集】 第10条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>【決議の方法】 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. (現行どおり)</p> <p>第14条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 <u>第3条【本店の所在地】は、平成21年7月1日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は期日経過後これを削除する。</u></p>

	<p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置その他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p><u>第3条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

以上